

エストニアにおける株主の情報収集権

清水 正 博

1. はじめに
2. 株主総会 (üldkoosoleku) に関する情報収集権
3. OSAÜHING における株主の情報収集権
4. AKTSIASELTS における株主の情報収集権
5. 我が国の会社法との比較
6. おわりに

1. はじめに

2016年5月、エストニア共和国（以下、エストニアとする）における e-residency（電子居住）を申請し、登録された人数が10,000人を超えることとなった⁽¹⁾。e-residency は実際の居住の許可は出ないものの、エストニアの電子サービスを無料で享受でき、エストニアに入国することなく、登記等の手続きができるもので、2014年12月から規模、範囲を広げていくなから、約1年半で日本を含め129ヵ国からの申請がなされ、e-residency を利用して新たな会社が560社設立されるまでに至った。

エストニアにおける特徴的な税制や、現在、e-residency を利用してエストニア国内に滞在することなく、オンラインで銀行口座を開設できるように法改正が検討されており、こうした動きでさらに e-residency の有用性が高まり、世界的な注目を集めることが予想される。

今後ますます e-residency を利用して、エストニアにおいて会社の設立がなされることも予想されるが、それに加えてエストニアにおける会社への投資活動も活発化することも想定される。

ところで、エストニア商法 (Äriseadustik) 304条4項では、株主には、株主総会 (üldkoosoleku) の議事録が当該会社のホームページ上で入手できない場合に、議事録の写しまたは写しの一部を入手する権利があることを規定している。このように、エストニア商法の規定の中には、IT 先進国であるエストニアならではの規定が見受けられ、IT の利活用により、会社の情報の入手の迅速性、利便性が図られている。このことはエストニアにおける会社への投資に資するものであると考える。

そこで、本稿ではエストニアにおける会社の情報収集に関して、特に株主についてのものを概観するとともに、我が国の会社法との比較についての検討をしていくものとする。

2. 株主総会 (üldkoosoleku) に関する情報収集権

エストニア商法 (Äriseadustik) 304条1項は、株主総会の議事録の作成にあたり、①会社名と登記上の事業所所在地、②総会の日時と場所、③総会の議長と書記の氏名、④総会の議題、⑤決議内容、とりわけ、投票の内訳数、投票に反映された株式における資本金の割合、総投票数、各提案への投票数とそれに対する反対数、白票の数、⑥決議案に異議を唱える株主の要求があれば、その株主の異議の内容、⑦総会の重要事項について記入することを要求している。

そして、議事録は株主総会終了から7日後に、株式会社の登記上の事業所において、またはそのホームページにおいて株主に開示されるものとされている (エストニア商法304条3項)。

この株主総会の議事録は、前述の通り、当該会社のホームページ上で株主に対して開示することを想定しており⁽²⁾、当該会社の株主が当該会社の

ホームページ上で入手することができない場合は、議事録の写しまたは写しの一部を入手する権利が認められている。

エストニア商法304条は、AKTSIASELTS（公開有限責任会社ないし株式会社）についての規定であるが、OSAÜHING（非公開有限責任会社ないし有限会社）について、同法171条5項で準用されていることから、この規定は会社一般に関する規定であるとも考えることもできる。

3. OSAÜHING における株主の情報収集権

OSAÜHING（非公開有限責任会社ないし有限会社）は、エストニアで最も一般的な会社組織であり、比較的小規模の事業に用いられている⁽³⁾。エストニア商法166条1項では、OSAÜHINGの株主は、取締役会（juhatuselt）から会社の活動に関する情報を受け取り、書類を検証する権利を有する旨が規定されている。

しかしながら、取締役会は当該会社の利益に相当な損害が生じると推定する根拠がある場合には情報の提供または書類の開示を拒否することができる（エストニア商法166条2項）。この場合において、つまり、取締役会が情報の提供または株主が書類を検証することを拒否した場合、この旨の通知を受けた株主は2週間以内に、株主総会で当該株主の要求が正当であることについて決議することを求めるか、もしくは取締役会からの通知を受け入れるか決めることとされている。

また、株主が取締役会に対し、情報提供を求めたにもかかわらず、4週間以内に取締役会からの何らかの返答がない場合、取締役会による情報の提供もしくは書類の検証の許可を義務づけるために裁判所に申し立てを行うことが認められている⁽⁴⁾。

ところで、エストニア商法166条1項により、株主は、会社の書類を検証する権利を有するものの、株主にはその書類を所有することまでは認められていないと考えられている⁽⁵⁾。そして、書類の紛失や損壊について取

取締役会のメンバーのみが責任を負うことになっていることから、株主は取締役会のメンバーの立ち会いなしで書類を検証する権利を要求することはできない⁽⁶⁾とされている。そのため、株主が会社の書類を株主の手下に配達することを要求した場合、裁判所は、取締役会が株主の要求を拒否することを認めることが考えられるため、「法的袋小路／行き止まり」(legal dead-end)となる⁽⁷⁾とされている。

このことは特に、2人の株主による経営権、支配権争いの局面になった場合に問題が生じると考えられる。すなわち、お互いが同じ割合で株式を所有しているながら、一方は取締役会のメンバーであり、他方はそうでないという場合、取締役会のメンバーである株主については会社についての情報の入手が容易であり、なおかつ他方の株主に対して情報の開示をするか否かの判断をすることができ、意図的に会社の情報を提供することを拒絶し、自身の経営権、支配権争いを有利に運ぼうとすることが考えられる。こうした状況に至った場合、エストニア商法はこれを解決するための規定がなく、裁判所はお互いの歩み寄り、和解をするように説得する他ないという指摘⁽⁸⁾がある。

また、最終的にはこうした状況は、株主も取締役も等分に対立し、いずれの側にも他方を強制しうるだけの力がないときに生ずる膠着状態(deadlock)において、会社を解散することが株主の利益となる⁽⁹⁾ことが考えられ、会社を解散させるなどの規定が必要となってくることがありえるが、この点も含めた検討は別稿にて取り扱うこととしたい。

4. AKTSIASELTSにおける株主の情報収集権

AKTSIASELTS(公開有限責任会社ないし株式会社)は、大規模な会社に多く見られる⁽¹⁰⁾ものであり、エストニア商法287条1項では、AKTSIASELTSの株主は取締役会(juhatuselt)から株主総会の際に会社の活動に関する情報を受け取る権利を有する旨が規定されている。

AKTSIASELTS の取締役会は OSAÜHING の取締役会と同じように、株主への情報の提供を拒否する権利を有し（エストニア商法287条2項）、取締役会によって情報提供要求が拒否された場合、この旨の通知を受けた株主は2週間以内に、株主総会で当該株主の要求が正当であることについて決議することを求めるか、もしくは取締役会からの通知を受け入れるか決めることとされている点は、OSAÜHING と同様であるが、株主が裁判所へ情報提供の申し立てをすることまでは明記されていない。

そのため、AKTSIASELTS の株主は株主総会でのみ情報を受け取る権利を有し、会社の活動に関する事柄について取締役会に質問する権利を有するが、会社の書類を検証することはできないと考えられる。株主は株主総会の議事録の写しを入手する権利を有する（エストニア商法 303条4項）が、取締役会または監督委員会の議事録を検証する権利は有さない。しかしながら、株主は取締役会や監督委員会で議論された問題について取締役会に対して質問をすることは可能であると考えられる。

2008年4月23日のエストニア最高裁判所の判断（3-2-1-29-08 Riigikohtu tsiviilkoolegiumi 23. aprilli 2008. a kohtumäärus AS Alexela Logistics avalduses OILTANKING TALLINN AS juhatuselt teabe saamiseks）⁽¹¹⁾によれば、OILTANKING TALLINN 社の株主である Alexela Logistics 社が OILTANKING TALLINN 社の取締役会（juhatuselt）に対し、エストニア商法287条1項に基づいて、損益計算書をはじめとする様々な会社の情報提供を要求したところ、これが拒否されたことについて、AKTSIASELTS の株主が入手できる情報には限界があることを述べている。

ところで、エストニア商法330条1項では、株主総会において、発行済み株式の10分の1以上の株式を保有する株主は、AKTSIASELTS の経営あるいは財務状況に関する問題について、特別監査（Erikontroll）の実施の決議を要求できるものとし、また、特別監査の監査役を指名できる旨規定している。これにより株主は会社の情報を、エストニア商法287条1項に基づく方法以外で入手する余地があるといえる。さらに、エストニア商

法330条2項では、株主総会において特別監査の実施が決定されない場合、発行済み株式の10分の1以上の株式を保有する株主は、裁判所に特別監査の実施および特別監査の監査役の指名を申し立てることができる旨規定している。裁判所は、正当な理由がある場合に限り、特別監査の実施を決定するものとする。ここで、OSAÜHINGには株主が会社に対して情報提供を求め、拒絶された場合にエストニア商法166条2項により裁判所に救済を求める規定があるにもかかわらず、AKTSIASELTSにはそのような規定がないことは前述の通りであるが、同法330条2項は、AKTSIASELTSについても裁判所に救済を求める途を開いているという点で、両者のバランスをとっているとも考えることができる。もっとも、AKTSIASELTSについてはあくまで「特別監査」を通じて会社の情報の入手が可能となるという点で、直接的に情報提供を要求できる OSAÜHING とは、一步後退したものであると評価することもできる。なぜならば「特別監査」は、網羅的に会社の情報を株主に入手させるためのものではなく、特定の問題等について取締役会や取締役の判断等の是非を監査するものである⁽¹²⁾ という位置づけだからである。

また裁判所は、特別監査の実施を決定する前に、AKTSIASELTS の取締役会 (juhatuse) および取締役会のメンバーの選任権をもつ監督委員会 (nõukogu) から意見を聞くことができるとされている。これは、株主が裁判所に対して申し立てをする際には、経営者側の行動を調査することや、会社が締結した契約の合法性を確認する必要があるという理由で十分である⁽¹³⁾ と考えられているため、株主の不当な目的による申し立てか否かを判断する上で、必要な手続きであるといえる。

ただ、いずれにしろ OSAÜHING と AKTSIASELTS の株主の情報収集に関する権利を比較すると、OSAÜHING の株主の方が AKTSIASELTS の株主よりも広範囲に情報を収集する権利を有しているということが出来る。この違いは結局のところ、OSAÜHING は通常、株主が企業の日々の経営により関与している閉鎖的法人であるのに対し、AKTSIASELTS の

株主は単なる投資者という位置づけ⁽¹⁴⁾だと考えられている。

5. 我が国の会社法との比較

我が国では、株式会社の株主は当該株式会社の営業時間内はいつでも株主総会議事録が書面で作成されている場合は当該書面または当該書面の写しの閲覧または謄写の請求を、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧または謄写の請求をすることができる（会社法308条4項）。また、取締役会設置会社における取締役会議事録についても株主総会議事録と同様であるが（会社法371条2項）、監査役設置会社、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社においては、裁判所の許可を得ることが必要となっている（同条3項）。そして、裁判所は当該取締役会設置会社またはその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときはこの許可をすることができないとしている（会社法371条6項）。

エストニア商法166条2項では、OSAÜHINGの株主の取締役会（juhatuse）に対する会社情報の提供または書類の開示を拒否することができる旨を述べているのみで、一部ではあるが我が国のように最初の段階で裁判所の判断を必要とする形式を採っていない点で異なっており、最初の段階ではあくまで会社自身、取締役会の判断に委ねようとする姿勢が見受けられる。

また、OSAÜHINGの株主の取締役会に対する情報開示請求がされた場合、株主は2週間以内に、株主総会で当該株主の要求が正当であることについて決議することを求めるか、もしくは取締役会からの通知を受け入れるかを定めることとなっているが、エストニア商法166条3項において、株主が取締役会に対し、情報提供を求めたにもかかわらず、4週間以内に取締役会からの何らかの返答がない場合、取締役会による情報の提供もし

くは書類の検証の許可を義務づけるために裁判所に申し立てを行うことが認められているが、この段階において、情報を開示することによって会社に損失が発生する可能性が考えられる場合、裁判所は情報提供を拒む判断をすることになるとされている。

エストニアにおける判例を概観すると、取締役会側は、株主の情報提供の要求に対し、企業の取引上の秘密を守るため拒否することが多く見受けられる。この取引上の秘密に関し、エストニア判例法の下では、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の39条2項を基に検討がなされている⁽¹⁵⁾。TRIPS39条2項は自然人または法人は、自己の管理する情報が、(a) 一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること、(b) 秘密であることにより商業的価値があること、(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための状況に応じた合理的な措置がとられていることのいずれかの場合、「公正な商慣習に反する方法」により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができる旨規定している。

ここで、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含むとされている。

そして、エストニアの裁判例では、企業の取引上の秘密に関して、TRIPS39条2項における (b) の当該情報が商品価値を帯びていることについて重きをおいた解釈をしていると考えることができる⁽¹⁶⁾。具体的には、会社の顧客情報が取引上の秘密にあたり、顧客情報が流出する可能性があるとして会社の銀行口座の取引明細の閲覧を拒否した事例が挙げられる。

また、会計帳簿またはこれに関連する資料に関しては、我が国の会社法

433条1項で、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除いた総株主の議決権の100分の3以上⁽¹⁷⁾の議決権を有する株主または自己株式を除く発行済株式の100分の3以上⁽¹⁸⁾の数の株式を有する株主は、当該株式会社の営業時間内にあっては、いつでも会計帳簿またはこれに関連する資料の閲覧、謄写請求を理由を明らかにした上で行うことができる旨が定められている⁽¹⁹⁾。要件の緩和が定款で可能であるが、我が国では会計帳簿またはこれに関連する資料の閲覧、謄写に関しては少数株主権であり、この点においてエストニアでは単独株主権であり、株主の情報収集権が幅広く認められると考えることもできる。

ただし、エストニアにおいてはエストニア商法166条1項を根拠に会社の情報の開示等を行う場合、閲覧謄写の理由を会社側に示す必要がないが、我が国においては、会社法433条2項において、①会計帳簿またはこれに関連する資料の閲覧、謄写請求を行う株主（以下、閲覧謄写請求株主とする）がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき（1号）、②閲覧謄写請求株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき（2号）、③閲覧謄写請求株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき（3号）、④閲覧謄写請求株主が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき（4号）、⑤閲覧謄写請求株主が、過去2年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき（5号）に該当する場合でなければ、閲覧謄写請求株主からの請求を拒否することができない旨を規定しており、エストニアの場合とは異なり、会社側の判断に制限が加えられている。

しかしながら、前述の通りエストニアにおいては企業の取引上の秘密を守るという観点での判断が蓄積されてきており、広範に閲覧謄写を拒否す

ることは考えられない。

アメリカ法では、コモンロー上、株主名簿、会計帳簿、定款、取締役会・執行委員会および株主総会の議事録、契約書・通信文・納税申告書その他の書類を含む会社の帳簿・書類の閲覧権が各株主に認められており、制定法においても1984年に改正された模範事業会社法（Model Business Corporation Act）は、貸借対照表・損益計算書等からなる年次財務諸表の株主への直接開示を義務付け、株主名簿や取締役会・取締役会委員会・株主総会の議事録の他、会社の会計記録も対象とする記録閲覧権を会社の定款または附属定款によって排除・制限しえない単独株主権としている。しかしながら、この閲覧権を行使するためには閲覧目的の正当性、閲覧目的と閲覧を希望する記録を合理的に特定することが必要であり、閲覧の対象が閲覧目的と直接関連する記録に限定されるため、単独株主が取締役の違法行為の差し止めのため裁判所に差し止め命令を求めようとするときに、会計帳簿・記録の閲覧まで可能となるのか不明確であるという指摘⁽²⁰⁾がなされている。

6. おわりに

これまでエストニアにおける OSAÜHING および AKTSIASELTS のそれぞれの株主の情報収集権について、我が国の制度と比較し概観してきた。しかしながら、我が国の株主の情報収集権と比して、エストニアのそれは非限定的であり、その分、会社側による情報提供の拒否される場面が多いものと考えられる。そして、そうした会社の判断が正当であったかを判断する裁判所の役割も大きいものと捉えることができる。

ITの利活用により、一般的な会社に関する情報は Web ページ等で開示され、情報を入手することはそれほど困難とはいえない現状ではあるものの、株式の所有割合が拮抗していながらも、一方は取締役会のメンバーであり、他方はそうでないという状況などで、会社の経営権、支配権争いの

ための会社の情報収集権という観点からは、会社の営業上、取引上の秘密に分類されるべき情報を入手することができるか否かということが非常に重要なこととなり、厳格な判断が必要であるといえる。前述の通り、エストニア商法ではこのような状況を打開する規定はもたず、最終的に裁判所による判断となる。特に、小規模で閉鎖的なものが多く見られる OSAÜHING においては、検討すべき場面は多くなると考える。今後のエストニアにおける判例の蓄積を待ちながら、エストニアにおける株主の情報収集権についての検討をさらに行っていくこととしたい。

注

- (1) <https://e-estonia.com/estonia-hits-the-10-000-e-resident-milestone/> (2016/9/17)
- (2) エストニア商法304条4項。
- (3) 遠藤誠「世界の法制度〔欧州編〕第27回 エストニア」国際商事法務 Vol. 42, No. 12 (2014年) 1892頁。
- (4) エストニア商法166条3項。
- (5) Andres Vutt & Margit Vutt, Shareholder's Individual Information Right : JURIDICA INTERNATIONAL 23 (2015), p. 62
- (6) Ibid., pp. 62
- (7) Ibid., pp. 62
- (8) Ibid., pp. 62
- (9) 酒巻俊雄「閉鎖的会社の法理と立法」(日本評論社、1973年) 217頁。
- (10) 遠藤・前掲(注3) 1891頁。
- (11) <https://www.riigiteataja.ee/akt/13023976> (2017/1/16)
- (12) Andres Vutt & Margit Vutt, supra note 5, p. 64
- (13) Andres Vutt & Margit Vutt, supra note 5, p. 64
- (14) Andres Vutt & Margit Vutt, supra note 5, p. 64
- (15) Andres Vutt & Margit Vutt, supra note 5, p. 64
- (16) Andres Vutt & Margit Vutt, supra note 5, p. 64
- (17) 株式会社が100分の3を下回る割合を定款で定めることは可能となっている。
- (18) 株式会社が100分の3を下回る割合を定款で定めることは可能となっている。

- (19) 会計帳簿またはこれに関連する資料に関しても、株主総会議事録の閲覧、謄写請求と同様にその保存の態様によって表現が異なっている。すなわち、会計帳簿が書面で作成されている場合は、当該書面の閲覧または謄写の請求であり（会社法433条1項1号）、電磁的記録をもって作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧または謄写の請求（同条項2号）となる。
- (20) 中村信男「株主権の機能的連関」『酒巻俊雄先生還暦記念 公開会社と閉鎖会社の法理』（商事法務研究会、1992年）517頁。